

年末見舞金の支給について

その年の12月1日現在で京都府内に住居を有し、京都府の被爆者健康手帳をお持ちの方に対し、年末にお見舞い金を支給します。

府営住宅の優先入居について

府営住宅の空き家募集の際（年3回 6月・10月・2月）、特定目的住宅（原爆被災者世帯）の割り当てがあります。

対象者：住宅困窮と認められる者で、府営住宅条例に規定する資格を有する人

内容：希望者について、書類及び実態調査のうえ、入居者を選考します。

入居を希望する方は、京都府健康対策課まで連絡してください。

府立植物園の無料入園について

入園の際、被爆者健康手帳を提示いただくと、必要な介護者とともに無料で入園できます。また、駐車場使用料も免除されます。

京都府立植物園 〒606-0823 京都市左京区下鴨半木町 電話：075-701-0141

開園：午前9時から午後5時まで（入園は午後4時まで） 休園日：12月28日から1月4日

※ 閉園時間の延長などを行っている期間があります。詳しくは府立植物園までお問い合わせください。

京都府内各市町村独自の援護

京都府内全市町村の独自措置として、75歳以上の被爆者を対象に、「後期高齢者医療保険」の保険料のうち、被保険者均等割額の2分の1が減額されます。（申請が必要です。）

また、お住まいの市町村によっては、独自の被爆者援護施策を実施しているところがあります。実施内容はそれぞれ異なりますので、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。